

令和6年度 税制改正 所得税

～住宅リフォーム税制～

令和6年度税制改正が行われました。

その改正内容のうち、住宅リフォーム税制の改正の概要についてお知らせいたします。

住宅リフォーム税制の拡充

住宅リフォーム税制とは、個人が、自己が所有している居住用家屋について特定の住宅リフォームを行った場合において、当該家屋を令和6年12月31日までの間にその人の居住の用に供したときに、一定の要件の下で、一定の金額をその年分の所得税額から控除することができます。

子育て支援に関する政策税制

子育て世代の居住環境改善の観点から、既存住宅のリフォームに係る特例措置（標準的な工事費用相当額の250万円を限度に10%を税額控除）について、子育て世帯等が行う一定の子育て対応改修工事が対象に加えられます。

なお、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には、同特例は適用されません。

＜一定の子育て対応改修工事＞

次の①から⑥のいずれかの工事で、その工事に係る標準的な工事費用相当額（補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額）が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。

- ① 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ② 対面式キッチンへの交換工事
- ③ 開口部の防犯性を高める工事
- ④ 収納設備を増設する工事
- ⑤ 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- ⑥ 間取り変更工事（一定のものに限る。）

※ 子育て世帯等とは、19歳未満の扶養親族を有する者又は自身若しくは配偶者のいずれかの40歳未満の者をいいます。

※ 標準的な工事費用相当額とは、子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該子育て対応改修工事を行った箇所数等を乗じて計算した金額をいいます。

※ 基本的なその他の要件は、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とする。

＜適用時期＞

この改正は令和6年4月1日から令和6年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

※ 制度のご利用にあたっては、事前に国税庁ホームページ等で詳細についてご確認ください。